

豊中市議会予算内示会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、予算内示会の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 予算内示会は、予算に関し説明員から説明を受け、協議又は調整を行う。

(構成)

第3条 予算内示会は、議員全員をもって構成する。

(会議)

第4条 予算内示会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 予算内示会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第5条 予算内示会の会議は、原則として公開しない。

(記録)

第6条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、予算内示会の運営に関し必要な事項は、議長が幹事長会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。